

# 令和6年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時04分

## ○招 集 年 月 日

令和6年6月24日（月曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 議

令和6年6月26日（水曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤野博三
余市町議会副議長	3番	岸本好且
余市町議会議員	1番	山本正行
〃	2番	尾森加奈恵
〃	4番	佐藤剛司
〃	5番	内海富美子
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	中井寿夫
〃	8番	川内谷幸恵
〃	9番	土屋美奈子
〃	10番	伊藤正明
〃	11番	茅根英昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大物翔
〃	15番	白川栄美子
〃	16番	寺田進

## ○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長	奈 良 論
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長	濱 川 龍 一
農業委員会事務局長	樋 口 正 人
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	中 島 豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石 川 智 子

## ○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広  
議事係 長 中 山 達 郎  
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 3号 余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第 4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 5号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 6号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 7号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案
- 第 6 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 株式会社北後志第一清掃公社の第47期(令和5年度)経営状況の報告について
- 第 8 報告第 3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第13期(令和5年度)経営状況の報告について
- 第 9 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
- 第10 意見案第2号 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め

る要望意見書

- 第11 意見案第3号 下水道のウォーターPPP導入に向けての支援等を求める要望意見書
- 第12 意見案第4号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める要望意見書
- 第13 意見案第5号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める要望意見書
- 第14 意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 第15 意見案第7号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 第16 議員の派遣について
- 第17 閉会中の継続審査調査申出について

---

開 議 午前10時00分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和6年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長(藤野博三君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○6番(庄 巖龍君) 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、意見案7件、議員の派遣について、閉会

中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第9、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第15、意見案第7号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの意見案7件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第7号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第16、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（藤野博三君）** 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、意見案7件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案7件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

**○議長（藤野博三君）** 日程第1、議案第3号 余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○子育て・健康推進課長（新木徹也君）** ただいま上程されました議案第3号 余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

現在本町で実施しております放課後児童クラブにつきましては、児童福祉法に基づき昼間保護者が家庭にいない全学年の児童を対象として遊びと生活の場を提供するため、黒川小学校3クラス、大川小学校2クラス、沢町小学校2クラスを設置し、実施しているところでございます。しかしながら、近年両親共働き世帯の増加により利用申込数が増加しているところでございます。今後さらに利用申込みの増加が見込まれることから、黒川小学校と大川小学校において1クラスずつの増設を令和6年10月より実施してまいりたく、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案。

余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童クラブ条例（平成21年余市町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大川小学校強い子クラブ1組、大川小学校強い子クラブ2組、余市町大川町10丁目1番地（余市町立大川小学校内）、黒川小学校若あゆクラブ1組、黒川小学校若あゆクラブ2組、黒川小学校若あゆクラブ3組、余市町黒川町9丁目147番地（余市町立黒川小学校内）」を「大川小学校強い子クラブ1組、大川小学校強い子クラブ2組、大川小学校強い子クラブ3組、余市町大川町10丁目1番地（余市町立大川小学校内）、黒川

小学校若あゆクラブ1組、黒川小学校若あゆクラブ2組、黒川小学校若あゆクラブ3組、黒川小学校若あゆクラブ4組、余市町黒川町9丁目147番地（余市町立黒川小学校内）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（施行のための準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 順次今附帯設備の工事なんかをしながら増やしていこうという形で、今の説明だと10月からをめぐりにやりたいのだというお話でございましたけれども、クラスを増やした場合、人手がさらに必要になるのかなと思うのですが、現時点でクラスを増やした場合、人の募集が必要な状況なのか、それとも今いる人たちの中でクラスが増えたとしてもやっつけられる状態にあるのか、その辺伺いたいと思います。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきます。

今回1クラスずつ増えることによって、1クラス当たり2名の指導員が必要となるところでございます。今現在の状態で回せるかどうかということと、かなり厳しい状態ではあります。ということで、現在ホームページ、ライン、あと

さらに人を集めるために商業施設ですとかあたりにチラシのほうを貼らせていただいて、あと学校のほうにもちょっとチラシのほうのお願いをしたりして、人材確保に努めているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○14番（大物 翔君） どの順序がいいかということもあるかと思うのですが、なかなかお子さんのいる場所ということなものですから、何かあったらまずいのでどうしても大人がいなければという部分あると思うのです。だから、もし人の確保がもくろみどおり進まなかった場合、部屋は増やせたのだけれども、実際に運営ができないという状況になってしまいかねないなと思ったものですから、最近学校等のほうでもお知らせが回っているのだというのは保護者の方からも聞いてはいたのですが、だから何とか先に人を集めてという手順ではちょっといかなかったのかなど。必要があって、やりたいのだという中なものですから、ということとは少なくとも自分たちが思ったスケジュールまでには確実に実行できる体制をというふうにも思うものですから、どうなのでしょう。人が集まらなかった場合は、取りあえず延期するというか、一時開設を見合わせるような状況になる可能性も出てきているという認識なのでしょうか。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁させていただきます。

現状クラスに月額という形で来ていただいている指導員さんというところが1クラスずつちょっと今足りないところはありますが、代替の方がいらっしゃるの、万が一そろわなかったとしても代替の人たちのやりくりで運営のほうははしていけるかなというふうには見込んでおります。実際募集かけてから若い方で申し込んで、今、日替わりで来ていただいて、慣れてきてもらっている方も

いらっしゃいますし、募集のチラシを商業施設等に貼ったことによってやってみたいという方のお電話も来ていますので、何とかそれまでには十分な体制取れるように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） ただいま上程されました議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご

説明申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、小規模保育事業等の保育士、保育従事者の配置基準が満3歳以上満4歳未満の児童はおおむね20人に1人以上の配置がおおむね15人に1人以上へ、満4歳以上の児童はおおむね30人に1人以上の配置がおおむね25人に1人以上と見直されるため、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第5号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第5号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が令和6年3月29日に公布されたことから、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、地域包括支援センター運営協議会の定義規定の引用箇所の改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第5号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町指定介護

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第6号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第6号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が令和6年3月29日に公布されたことから、本条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、地域包括支援センターにおける職員配置基準を緩和する改正及び引用条項の整理でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年余市町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員の員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該地域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第7号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第7号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき常駐、専任等のアナログ規制の見直しが行われたことに伴い、国土交通省が定める標準下水道条例の一部が改正されたことにより、本町下水道条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、現在の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させる要件を専任するものに見直すとともに、道内の他の営業所との兼任を可能とする規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案。

余市町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町下水道条例の一部を改正する条例。

余市町下水道条例(昭和63年余市町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「第8条の5」を「第8条の5第4項」に、「責任技術者」を「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)」に、「が1名以上専属している」を「を専任している」に改める。

第8条の5の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第1項中「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)」を「責任技術者」に、「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、北海道内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例案の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和5年度から令和6年度に繰り越された事業は、給付金・定額減税一体支援事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、各保育所環境整備事業、施設園芸生産基盤緊急支援事業、各小学校環境整備事業、各中学校環境整備事業でございます。当該事業につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき令和5年度余市町一般会計補正予算第6号におきまして繰越明許費の議決をいただき、補正予算第7号におきましては繰越明許費の専決処分をさせていただき、財源をつけて令和6年度に繰り越したところでございます。このたび5月末日をもちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度余市町一般会計補正予算（第6号・第7号）の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。令和5年度余市町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、給付金・定額減税一体支援事業、金額2億8,907万7,000円、翌年度繰越額2億8,907万7,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金2億8,907万7,000円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額645万7,000円、翌年度繰越額645万7,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金645万7,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、各保育所環境整備事業、金額203万9,000円、翌年度繰越額203万9,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、その他203万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、施設園芸生産基盤緊急支援事業、金額173万円、翌年度繰越額173万円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金173万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、各小学校環境整備事業、金額3,806万8,000円、翌年度繰越額3,806万8,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金1,077万9,000円、その他2,727万7,000円、一般財源456万2,000円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、各中学校環境整備事業、金額1,324万8,000円、翌年度繰越額1,324万8,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金145万5,000円、その他888万5,000円、一般財源290万8,000円。

合計、金額3億5,061万9,000円、翌年度繰越額3億5,061万9,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金3億949万8,000円、その他3,365万1,000円、一般財源747万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 繰越明許費繰越計算書については、報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第7、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第47期(令和5年度)経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長(大森直也君) ただいま上程されました報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第47期(令和5年度)経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資しております株式会社北後志第一清掃公社の第47期における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第2号を朗読申し上げます。

報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第47期(令和5年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第47期(令和5年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第47期経営状況報告書並びに第48期事業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第2号につきまして提案理由をご説

明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第47期(令和5年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時55分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(藤野博三君) 日程第8、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第13期(令和5年度)経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（二木二郎君） ただいま  
上程されました報告第3号 株式会社まほろば宅  
地管理公社の第13期（令和5年度）経営状況の報  
告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資しております株式会社まほろば宅  
地管理公社の第13期における経営状況につきまし  
て、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき  
ご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の  
第13期（令和5年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株  
式会社まほろば宅地管理公社の第13期（令和5年  
度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を  
添付し報告する。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第13期経営状況報告書並びに第14期経営  
計画につきましては別添のとおりでございますの  
で、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説  
明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご  
承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わり  
ました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議  
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省  
略いたしたいと思っております。これにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を  
省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社まほろば宅地管  
理公社の第13期（令和5年度）経営状況の報告に  
ついては、報告のとおり承認することに決しまし  
た。

---

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委  
員会委員長から報告がありましたように、日程第  
9、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に  
資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を  
求める要望意見書、日程第10、意見案第2号 難  
聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を  
求める要望意見書、日程第11、意見案第3号 下  
水道のウォーターP P P導入に向けての支援等を  
求める要望意見書、日程第12、意見案第4号 災  
害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構  
築への支援を求める要望意見書、日程第13、意見  
案第5号 地域における「こども誰でも通園制度」  
の制度拡充等を求める要望意見書、日程第14、意  
見案第6号 地方財政の充実・強化に関する要望  
意見書、日程第15、意見案第7号 北海道最低賃  
金改正等に関する要望意見書の以上7件を一括議  
題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第15を一括議題と  
いたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号な  
いし意見案第7号につきましては、いずれも提出  
者の説明及び委員会付託を省略することにいたし  
たいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 下水道のウォーターP P P導入に向けての支援等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長(藤野博三君)** 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

---

**○議長(藤野博三君)** 日程第17、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長か

ら、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

---

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時04分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            1 2 番    藤   野   博   三

余市町議会議員           1 1 番    茅   根   英   昭

余市町議会議員           1 3 番    ジャストミートあたる

余市町議会議員           1 4 番    大   物           翔